

## 『松江市史』から読み解く「大橋川」と「大橋」の名称由来（1）

### 「大橋川」の名称由来編（上）

はじめに －「大橋川」と「大橋」、どちらが先？－

平成30年の春だった。「松江の“大橋川”と“大橋”の名称は、どちらが先に付いた名前ですか？」松江市役所で大橋川治水事業を担当している松江市大橋川治水事業推進課のT氏から質問が寄せられた。協議の折にお尋ねがあったようで、居合わせた職員一同「??？」となったとのことだった。早速、史料編纂課内で聞いてみたところ、いくつかの史料が集まり、結論として「大橋」という名称が古く、「大橋川」という名称が使われ始め、定着するのは明治時代以降だということが分かってきた。感覚的にも「大橋」があって、「大橋川」の名称ができるのが順当だとは思いますが、慣れ親しんだ「大橋川」の名称が意外と新しいことに驚くとともに、「大橋川」の風景を紹介するあまたの刊行物がある中で、名称の由来や変遷を記したものにたどり着けなかったのにも驚いた。結果はすぐにT氏に伝えたが、しばらくして再びT氏より、「部長と相談し、大橋川治水事業推進部長という役職名や大橋川治水事業推進課大橋川治水事業推進係という組織名称にも関ることなので、“大橋川”や“大橋”の名称由来についてまとめて下さい。」との依頼がきた。改めて、『松江市史』や松江市史付帯出版物（ふるさと文庫、市史研究）などに掲載された史料、文献から考察できる「大橋川」、「大橋」の名称由来を探ってみた。

#### 1. 「大橋川」とは

今日、大橋川は宍道湖と中海をつなぐ河川名である。全長約7.6km。宍道湖から境水道まではほぼ水位差がなく、潮汐ちようせきに応じて宍道湖の低塩分の水は大橋川を東に流れ、中海の中程度の塩分の水は西に流れる。上流から下流に流れるのが「川」と考えがちであるが、水位差がほぼないことから、大橋川は両湖を結ぶ水路、或いは運河のような河川という性格がある。

大橋川は行政上、一級河川斐伊川の一部である。斐伊川は仁多郡奥出雲町の船通山に源を発し、途中多くの川を合わせながら宍道湖、大橋川、中海、境水道を経て日本海に注ぐ幹線流路延長153km、流域面積2,070km<sup>2</sup>、水系流域界は出雲地方とほぼ重なる。このため、斐伊川の下流部に位置し、松江と外海とを結ぶ大橋川は、歴史的にみても出雲地方の中でも大変重要な水上交通路であり、治水対策の要であった。

## 2. 『出雲国風土記』の記述より

天平5年(733)に成立した『出雲国風土記』には、現在の宍道湖と中海は「入海」と記されている。島根郡条には、現在の大橋川の風景が描かれているので抜粋してみよう。

「南は入海なり。西より東に行く。朝酌促戸。東に通路あり、西に平原あり。中央は渡なり。則ち筥を東西に亘す。春秋に入出る大き小さき雑の魚、臨時として筥のほりに来湊りて、はしり駿て、風のごとく押し水のごとく衝き、あるは筥を破壊り、あるは日鹿と製りて鳥に補らる。大き小さき雑の魚、浜藻家に闖ち、市人四より集ひて、自然に塵を成せり。ここより東に入り、大井浜に至るまでの間の南北二つの浜は、並びに白魚を捕り、水深し。

朝酌渡。広さ八十歩許りあり。国庁より海辺に通う道なり。」

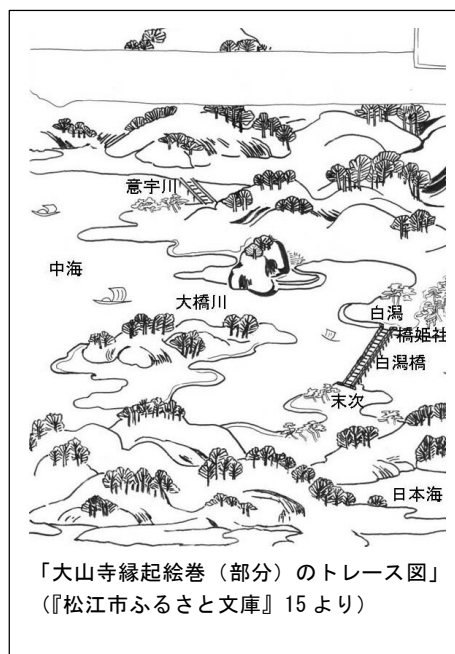
すなわち、東西の入海(宍道湖と中海)の間の「朝酌促戸」について記している。ここは二つの入海を結ぶ水路と、国府から島根郡家を経て隠岐への港となる千酌駅につながる陸路が交差する交通の要衝で、筥を使った漁が行われたりして魚がたくさん獲れ、市が立ち、人々が集まるにぎわった様子が描かれている。この記述から、現在の大橋川のうち、朝酌町、福富町、馬潟町、竹矢町、矢田町、東津田町などの陸地に挟まれ川幅が狭くなった辺りは、「朝酌促戸」と呼ばれていたことが分かる。ちなみに明治32年(1899)測図1/50000の地形図には、馬潟より西に向けて「馬潟瀬戸」という表記が印字しており、促戸=瀬戸=狭門の意より、相対する陸地が接近して狭くなっている所として、古代から近代まで呼び習わしていた可能性がある。

(筥=近年まで宍道湖で使用されていた漁具の中に、エビ筥、うなぎ筥と呼ばれるものがあり、風土記記載の筥はこのような漁具だったか。『宍道湖の漁具・漁法』1989)(参照:『松江市史』史料編「古代・中世I」、通史編「自然環境・原始・古代」)

## 3. 中世の史料に記された宍道湖と中海の間

『松江市史』の編纂により、古代から中世までの松江市域に関する文献史料はほぼ網羅的に集成された。集成された膨大な史料を改めて確認したが、古代から中世までの文献史料に「大橋」及び「大橋川」の記述を見つけることはできなかった。理由は二つある。一つは、古代、中世の松江には「大橋」と呼ばれた橋はなく、結果的に「大橋川」という名称も無かったということである。もう一つは、古代、中世の地理的環境である。現代の私たちは、大橋川といえば宍道湖境から中海境までの一本の川筋を思いうかべるが、古代・中世・近世初期には、現在の宍道湖大橋辺りから多賀神社辺りまでは比較的広い内水面(潟湖、松江潟)が広がっていたと推定されている(通史編「中世」、『松江市ふるさと文庫』15など)。仮に、現在の松江大橋付近に「大橋」と呼ばれた橋があったとしても、古代や中世の人々にとって現在の宍道湖大橋辺りから馬潟辺りまでを一本の「川」と認識することはなかったのだろう。

ところで、中世の文献史料では「馬形（馬潟）」や「白潟」の地名が見られる。中世水運の発達とともに、日本海とつながる宍道湖・中海の内水面交通はより盛んになり、両湖をつなぐ現在の大橋川が重要な水運であったことは間違いない。応永5年（1398）に描かれた「大山寺縁起絵巻」（天保2年〔1831〕の模本）は、現在の大橋川周辺を描いた最古の絵図資料である。日本海側の上空から眺めた構図で、現在の松江市域に鳥居や橋などが描写されており、橋は白潟と末次とを結ぶ橋、橋の左側で相対する陸地が接近して狭くなっている地点は促戸=瀬戸だと推定できる。宍道湖や中海、両湖を繋ぐ水域には帆掛け船が描かれ、海から眺めた構図と数多くの船の描写からは、水上交通



や水域の生業が重要であった中世松江の特徴が浮かび上がってくる。（参照：『松江市史』通史編「自然環境・原始・古代」、通史編「中世」、史料編「古代・中世Ⅰ」、史料編「中世Ⅱ」、史料編「絵図・地図」、長谷川博史『松江市ふるさと文庫』15）

#### 4. 中世の文献史料に記された「白潟橋」

古代から中世までの文献史料からは、「大橋」及び「大橋川」の記述を見つけることはできない。しかし、応永5年（1398）に描かれた「大山寺縁起絵巻」には、白潟と末次と推定できる場所を結ぶ大きな橋や赤い鳥居が描かれており、描写が事実を伝えたものとすれば、遅くとも応永5年には、現在の松江大橋の前身となる橋が架かっていたことになる。そこで再度、『松江市史』をめくってみると「大橋」はないが「白潟橋」はある。関係する部分を抜き出してみよう。（詳しくは史料編「古代・中世Ⅰ」「中世Ⅱ」参照）

- ① 貞和7年（1351）2月 小境平五郎入道元智、足利直冬軍に加わって白潟橋で合戦し、また宍道八幡までお供したとして軍忠状を提出する

##### 391 小境元智軍忠状写（閲録66 伊藤彦右衛門11）

出雲国小境伊藤平五郎入道元智申軍忠事、右、去年八月十二日、佐々木六郎左衛門尉相共揚御籜、同十三日於白潟橋、終日致合戦忠節、若党数輩抽軍忠、被疵訖、此等次第同所合戦之仁、土屋弁房并多久中太郎入道令存知者也、次今年正月廿六日、当国御発向之時、馳参致軍忠訖、御著到分明之上者、賜御証判、為備後証、恐々言上如件、（数字は史料番号、以下同様）

392 小境（伊藤）元智軍忠状写（閥閥録66伊藤彦右衛門12）

出雲国小境平五郎入道元智申軍忠事、右、去年八月十二日、伊藤弾正左衛門尉相共揚御  
籜、同十三日於白瀉橋、終日致合戦忠節、若党数輩抽軍忠、被疵訖、此等次第同所合戦之  
仁、土屋弁房并多久中太郎入道令存知者也、次今年正月廿六日、当国御発向之時、馳参塩  
冶郷、属御手、至宍道八幡御供仕、度々御著到分明也、然者早賜御証判、為備後龜、恐々  
言上如件、

- ② 明応4年（1495）1月18日 松浦道念、白瀉橋姫明神に代物14俵で買得した所領を寄進す  
る

754 松浦道念寄進状（賣布神社文書）

白方御はしひめきしん申下地之事 合六百文しり、在所ハ一所カ口ミ 一所ナヘカタ一所  
にし原 右彼下地ハ、代物十四俵ニ永代かい申候てきしん申候、かやうニ仕候上者、我  
らかしそん悉はんしやうニ御まほりあるへく候、若 公方事又わたくし事何事にても候  
へ、うりけんのむねニまかせて、両目代又にしひかしおとな中より御はたらき候て、末代  
御きしんあるへく候、仍永代きしん状如件、

- ③ 明応8年（1499）9月25日 松浦道念が買得して白瀉橋姫明神に寄進した田地について、  
宗慶が神主に知行を命じる

765 宗慶証状（賣布神社文書）

当村ほりの内名之田地之事 合壹通は、さい所ハまとは、年貢三斗代口米あり、春成秋な  
りこれあり、右しさいは、彼田地、白方松浦道念永代はいとく申候て、しら方之はしひめ  
御明神へきしん申候由申候、しかる上は年貢ふさたなく候へく候、永代さういなく、神主  
地行あるへき物也、仍申つけ状如件、

- ④ 永禄13年（1570）12月11日 毛利氏、多賀元竜に対して、領中の船役と白瀉・馬瀉橋役  
を免除する

1428 毛利元就・同輝元袖判奉行人連署書状（多賀文書）

御領中船役并御領中衆中白瀉・馬瀉橋役之事、御免許候之条、御調させ有間敷候、為此、  
以一通申入候、恐々謹

- ⑤ 天正3年（1575）2月13日 三沢氏家臣の中林藤兵衛尉、白瀉橋姫社に対して、代宮名一  
円・神主職・正湛名三分一が三沢為虎から安堵されたことを伝える

1570 中林藤兵衛尉書状（賣布神社文書）（原文略）

- ⑥ 天正17年（1589）12月26日 毛利氏、白瀉橋姫社の神主青砥信重に対して、神領分の

釜・頭田を安堵する

2001 小川方友・神右衛門尉連署状（賣布神社文書）

白瀉橋姫御神領事、釜上下并御頭田共ニ、従先年被置抱之由候、その手筋を以、則預ケ置候、御公役等堅固ニ可有御調候、将亦御祭以下等之事ハ、重而可為儀定候、何茂向後共ニ無相違ためニ一筆如件、

⑦ 天正18年（1590）1月29日 毛利氏、白瀉橋姫社の神主青砥信重に対して、神領分の釜・頭田を安堵する

2004 小川方友・神右衛門尉連署状（賣布神社文書）

白瀉橋姫神領分事、并釜上下・御頭田共ニ、先年之任手筋、何茂不相易可有進退候、向後無相違ために一筆進之置候、仍如件、

⑧ 天正18年11月10日 毛利氏が、白瀉橋姫社に対して、寄進した神田の坪付を遣わす。

2013 白瀉橋姫神田坪付（賣布神社文書）

白瀉橋姫御神田御寄付之事（後略）

⑨ 慶長元年2月8日 吉川氏奉行人、白瀉橋姫大明神の社頭職を横屋左京進に安堵する

2085 吉川氏奉行人連署書状（賣布神社文書）

白瀉橋姫大明神社頭職之儀、従先代筋目之事、一々承知候、於只今茂、如先例之、無相違可被成御抱候、弥御神前取行専一候、并証文之趣、具ニ御目につかけ候、仍為後日一筆如此候、恐々謹言、

史料に見える「白瀉橋（姫）」は以上の通りであるが、「白瀉橋」の初見である史料①「小境元智軍忠状写」は貞和7年（1351）であり、「大山寺縁起絵巻」（応永5年〔1398〕）に描かれた白瀉と末次と推定できる場所を結ぶ大きな橋は「白瀉橋」を描いたものと考えられる。また、赤い鳥居は史料②などに見られる「橋姫社」を描いたものと考えられる。

なお、次項で紹介する「雲陽大数録」（『松江市史』史料編「近世Ⅰ」）には、「末次より白瀉の渡り、古老云、尼子氏の時簸の川西へ流るか故に渡り場浅く瀬戸有り、常に竹橋を懸る、（中略）、水僅にして湖水ハ池のこたく、洒水の時ハ一面に流るゝと云なり、」とある。「雲陽大数録」成立頃（享保2年〔1717〕）は、古老の話として、斐伊川が東流する以前は末次と白瀉の間は水深が浅く、瀬戸があり、常に竹橋が架かっていたと伝えていた。

（参照：『松江市史』史料編「古代・中世Ⅰ」「中世Ⅱ」、史料編「近世Ⅰ」、通史編「自然環境・原始・古代」）

## 5. 近世・近現代の文献史料に記された宍道湖と中海の間

### (1) 「懐橋談」に記された宍道湖と中海の間

「懐橋談」は、松平直政の侍儒・黒沢石斎が、綱隆（松江松平家 2 代藩主）に従って出雲国入りし、国中を巡って見聞した記録であり、上巻（承応 2 年〔1653〕）、下巻（寛文元年〔1661〕）からなる。『出雲国風土記』以来の地誌として貴重であり、『出雲国風土記』の形式に倣い、17 世紀中頃の実情を寺社や古老などに聞いて記述している。

宍道湖と中海、その間の水域についての記述を抜粋する。（「懐橋談」『出雲文庫第 2 編』1914）

（宍道）

今按ずるに豎六里横三里の湖水あり、是を宍道の湖と云ふ。又は佐太の湖とも記録には見えたり。

（島根郡 府城）

人に誘はれ湖水の辺に行きて竿を投ずれば、鱸を釣り

（荒隈）

此地湖水につき浮かびて風景殊に興ある所なれば、（中略）又湖水の汀に白沙平々樽を見給ひて

（東照宮）

湖水の辺りに東照権現の宮あり、国司毎月十七日に奉幣し給ふ。前は湖水後は高山、

（市成）

市成といふ所湖水の辺に豊国大明神の古廟あり、

「懐橋談」は、「宍道湖」という名称が最初に記された史料とされており、宍道条の中に「宍道の湖」と「佐太の湖」という表記がある。府城条、荒隈条では地名を付した湖名ではなく「湖水」と表現されている。また、東照宮、市成あたりには、「湖水」が広がっていたことが分かる。しかし、「大橋川」はもとより、現在の大橋川流域あたりについて、「〇〇川」と記す記事は見られない。

### (2) 「雲陽誌」に記された宍道湖と中海の間

「雲陽誌」は、黒沢長尚が松平宣維（松江松平家 5 代藩主）の命によって享保 2 年（1717）に編纂した出雲十郡の地誌である。島根郡の松江府城より、各村別に神社・仏寺・山川・池沼・

橋梁・名勝・旧跡等が記されている。(島根県内務部 1910、歴史図書社 1976、雄山閣 1977)

宍道湖と中海、その間の水域についての記述を抜粋する。(『雲陽誌』歴史図書社 1976)

(島根郡 松江城府)

松江と名付け給ふ事は異朝に呉といふ国に松江といへる所あり此湖の中に鱸といふ魚蓴菜といふ水草ありて名物なり此城下宍道湖の水中にも鱸魚蓴菜ありて名物なりて松江と名付け給ふといへり

湖上の上島根意宇両郡の境に橋あり是を大橋とといへり雲州第一の長橋なり橋より西へ湖水七里はかり東は馬潟まで二里あまりなり

(島根郡 西尾 円流寺)

照光山(円流寺)の詠前には湖あり

(島根郡 朝酌)

馬潟より福富村へわたる所を朝酌の促戸の渡りという

(島根郡 朝酌 川)

山川なり東西へ流一里あり

(意宇郡 松江 伊勢宮)

内宮外宮相殿末社の神を祭毎年九月十六日千度の祓四季の神事あり太守源直政公此神を崇敬したまう故に諸臣等寛永二十一年太神宮を此に勧請し本社拝殿瑞籬鳥居を新に造立し神風内外におこり祭祀勢州をしたふ

「雲陽誌」では宍道湖という表記が複数記されており、現在の宍道湖につながる湖の統一呼称が 18 世紀初頭には定着していたことが伺える。宍道湖と中海の間をつなぐ河川名については、「島根郡 朝酌 川」条に、「山川なり東西へ流一里あり」という記述が認められるものの、「大橋川」の名称は記されていない。なお、後述する「伊勢宮川」の名称由来となった伊勢宮は、現在の松江市伊勢宮町の名称由来となった宮でもあり、松平直政が伊勢神宮への崇敬が厚かったことから家臣たちによって勧請されたことが分かる。伊勢宮は明治 7 年(1874)に焼失し(『松江市誌』)、明治 32 年(1899)に売豆紀神社に合殿された。「大橋」については、「島根意宇両郡の境に橋あり是を大橋とといへり雲州第一の長橋なり」と記されており、「雲州第一の長橋」であったことが「大橋」の名称由来だった可能性が推定できる。

### (3)「雲陽大数録」に記された川

「雲陽大数録」(『松江市史』史料編「近世Ⅰ」(比布智神社本))は、行政に携わる者が参照すべき便覧、統計書とも呼べる書である。成立は明和4年(1767)から天明2年(1782)に限定される。内容は大きく「目録」と「大数」とに分かれ、「目録」は更に「松江」と「郷中」に分かれている。このうち、「郷中」に「一、川数 六十四 大川ノ分」とあり、「大川ノ分」とされた川名64が記されている。(詳しくは、史料編「近世Ⅰ」をご確認下さい)

#### 一、川数 六十四 大川ノ分

簸川大川 高瀬川 中原川 万寿寺川 庄原川 富田川 田頼川 吉田川 井尻川 木戸川  
瀬無川 反部川 三刀屋川 加賀川 大芦川 野波川 講武川 佐田川 持田川 本庄川  
山田川 猪尻川 中村川 仁和寺川 金川 八戸川 久野川 鹿園寺川 平田川 大谷川  
金山川 湯谷川 新舟川 口宇賀川 大馬木川 意東川 羽生川 揖屋川 熊野川 八幡川  
野白川 玉造川 来待川 佐々布川 伊志見川 古志川 神光寺川 高瀬川 妙仙寺川 赤  
川 内藤川 古内藤川 十間川 唯谷川 海上川 若宮川 恵比須川 小田川 口田儀川  
指海川 くけ川 伊野川 岡本川 大野川

抜粋すると上記のとおりで、「大橋川」の名称や宍道湖と中海の間をつなぐ河川名は見当たらない。また、「雲陽大数録」の別本である(吉城家本)には「一、川数 六十四 大川ノ分出之 御普請所」と、(島根県立図書館本)には「一、河数 六拾四 大川分 御普請所」とあるので、松江藩の役所の一つ、御普請所の管轄下にある川(大川分)を抜き出したものと分かる。現在の大橋川流域にあたる宍道湖と中海の間の管理に藩が関わっていないとは考えにくく、「雲陽大数録」が成立した明和4年~天明2年ころには、宍道湖と中海の間の水域は御普請所管轄の「川」ではなかったのかもしれない。

なお、「雲陽大数録」には橋の記載もあり、「大橋」については、

大橋 長七拾間、幅貳間貳尺六寸

寛永十三丙子年京極氏懸直し、是より前一度懸直し有之由申伝

万治三庚子年懸直し 元明ト云

貳拾五年目

延宝二甲寅年洪水中切繕

貞享二乙丑年懸直し 玉太ト云

貳拾六年目

宝永六己丑年懸直し 蓮台ト云 又珠共云

貳拾五年目

元文三戊午年懸直し 要津と云



三拾年目此時五間縮る

宝曆三癸酉年懸直し 文津と云

拾六年目 九月二十三日渡始（史料編「近世Ⅰ」）

と、記されている。「寛永十三丙子年京極氏懸直し、是より前一度懸直し有之由申伝」とあるように、今日、松江の大橋の代数を数える場合、京極氏の掛け直しの前の「大橋」を初代としており、堀尾氏が城下町形成時に架けたとされる「大橋」（「依之早速大橋掛り申候由、」「松江亀田山千鳥城取立之古説」別編「松江城」）が思い当たる。橋の建設工事は難渋を極めたため、通りかかった源助を人柱に立てたという伝説も残っている。いずれにせよ「大橋」という名称は、近世初頭以降の名称である。

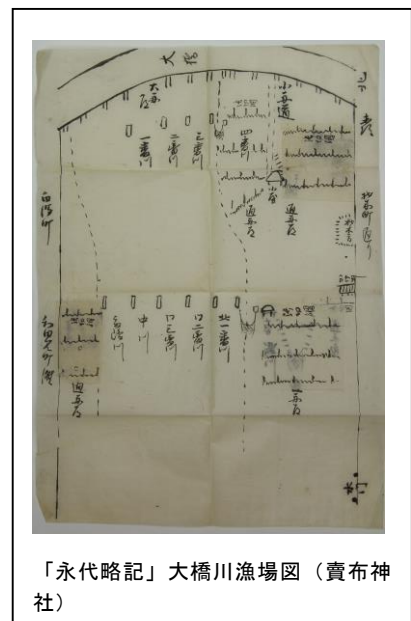
なお、「雲陽大数録」には、

末次より白潟の渡り、古老云、尼子氏の時簸の川西へ流るか故に渡り場浅く瀬戸有り、常に竹橋を懸る、（中略）水僅にして湖水ハ池のこたく、洒水の時ハ一面に流るゝと云なり、

とも記されている。この古老の伝えが正しければ、斐伊川が西流していた頃は白潟と末次の間は「渡り場浅く瀬戸有り、常に竹橋を懸る」状態であったが、近世初頭に起きた斐伊川東流により宍道湖から中海に向けての流量が増し、結果的に、「雲州第一の長橋（懐橋談）」となる大きな橋（大橋）を架ける必要が生じたと考えられる。このことは、「大橋」の名称が近世初頭以降から見られることと符合する。（参照：『松江市史』史料編「近世Ⅰ」、別編「松江城」）

#### （４）「永代略記（大橋川漁場図）」に記された大橋付近の「川」

「永代略記」（賣布神社蔵）は、白潟漁師頭の青砥儀右衛門とその子周兵衛が文政元年から明治４年（1871）頃までの漁に関わる事項をまとめたもので、白潟漁師の来歴などを含め、現在の大橋川でどのような漁が行われていたかについて詳細に知り得る史料である。この中に、江戸時代初期の大橋下の漁場図も記されている。図中には、大橋下に「一番川」「二番川」「三番川」などの記述があり、川全体の名称は記されていないものの、江戸時代の白潟漁師たちにとって大橋下側は流れのある「川」という認識だったと分かる。（参照：稲田仁志『江戸時代の松江両氏の漁場と生活』、『松江市史』史料編「近世Ⅳ」）



「永代略記」大橋川漁場図（賣布神社）

#### (5) 「島根県歴史」「皇国地誌」に記された宍道湖と中海の間

『松江市史』史料編「近現代Ⅰ」に掲載された「島根県歴史」と「皇国地誌（郡村誌）」は、明治政府の史誌編纂事業によって、各府県へ所属郡内すべての村町について全国統一基準による詳細な調査報告が命じられたもので、松江市域においても明治初期の実情を知ることが出来る数少ない史料である。特に、「皇国地誌」（「島根郡村誌」「出雲国意宇郡誌」「意宇郡松江地誌」）には川に関する記述が項目を立てて詳しく記述されており、明治初期における宍道湖と中海の間の状況がよく分かる基礎的な史料である。

「島根県歴史（明治2～9年）」、「皇国地誌（島根郡村誌（明治14年宛）」「出雲国意宇郡誌（明治16年宛）」「意宇郡松江地誌（明治16年宛）」より、明治初期における宍道湖と中海の間の河川の状況について、関係部分を抜き出してみる。（詳しくは、史料編「近現代Ⅰ」をご確認下さい）

- ① 出雲国松江大橋ノ義ハ宍道湖ヨリ雲伯中間裡海へ流出候島根意宇両郡界大川ニ架スルモノニシテ、（島根県歴史（政治部）明治4～7年P174）
- ② 剣先川（略）字大橋下大橋川ヨリ分レ西川津村ト川中央ヲ以東流シ字追子ニ至リ全ク同村ニ入ル（皇国地誌島根郡村誌西川津村P914）
- ③ 大川（略）村ノ南方百足橋川新川ノ二流ヲ合シ字麦島ヨリ起リ北東ニ流レ字腰前ニ至リ西尾村ト川中央ヲ以テ東流シ字北鷲ニ至リ全ク同村ニ入ル（皇国地誌島根郡村誌西川津村P914）
- ④ 大川（略）西方西尾村ヨリ来リ字川尻ニ至リ本村清水川之ニ注キ南ニ流レ東津田村ト川中央ヲ界シ同村堀川大橋川天神川馬橋川ノ四水ヲ併セ更ニ東南ニ向ヒ矢田竹矢両村ノ界ヲ流レ福富村ニ入ル（皇国地誌島根郡村誌朝酌村P919）
- ⑤ 大川（略）村ノ西南朝酌村ヨリ来リ竹矢馬潟八幡ノ三村ト川中央ヲ以テ東流シ中海ニ入ル（皇国地誌島根郡村誌福富村P921）
- ⑥ 地勢（略）西北ノ二方宍道湖ヲ抱キ湖尾注テ大橋川大川ノ二水トナリ島根郡ヲ分界ス、下流漸ク迫テ小海峡ヲナス之ヲ馬潟ノ瀬戸ト云フ（皇国地誌出雲国意宇郡誌P970）
- ⑦ 大橋川二等河ニ属ス郡ノ北方宍道湖ノ水ヲ引キ本郡本町島根郡本町ノ間ヨリ来リ東方ニ直下シ本郡八軒屋町和田見町ニ入り島根郡新材木町ト川中央ヲ界シ本郡松江分ニ通シ島根郡末次村飛地ノ間ヲ流レ松江分字宮ノ沖西境ニ至リ島根郡西川津村ト川中央ヲ界シ字宮ノ沖

中央ヨリ全ク同村ニ入り更ニ西津田村ノ東北部ニ至リ再ヒ本郡ニ復シ島根郡西尾村ト川中央ヲ以テ東流本郡東津田村ニ通シ同村字長通ニ至リ完ク西尾村ニ入り同村字津田前下ヨリ復又東津田村ニ歸シ東南ニ斜流シ字中島ニ至リ大川ニ注ク（皇国地誌出雲国意宇郡誌P972）

- ⑧ 大川郡ノ東北島根郡西尾村ヨリ来リ本郡ニ入り東津田村ノ東北部ニ起リ西尾村ト川中央ヲ以テ東流シ東津田村字沖輪ニ至リ更ニ南ニ折レ島根郡朝酌村ノ境ヲ流レ本郡東津田村堀川大橋川天神川馬橋川等ノ諸水之ニ注キ合シテ一流トナリ同村字オノ前ニ至リ本郡矢田竹矢ノ両村ニ通シ島根郡福富村ノ間ヲ劃流シ本郡馬潟村ニ入り又同郡八幡村ニ通シ東方ニ直下シテ中海ニ注ク（皇国地誌出雲国意宇郡誌P972）
- ⑨ 馬潟瀬戸郡ノ東北馬潟八幡両村ノ間ニアリ島根郡福富村ト相對ス峡口広処弐町狭処壹町四拾間長三町弐拾間深処壹丈弐尺浅処弐尺大川ノ一水東注シテ中海ニ入ル処ナリ（皇国地誌出雲国意宇郡誌P973）
- ⑩ 大橋川（略）宍道湖ノ水ヲ引キ島根郡本町ノ界ヨリ来リ同町ト川中央ヲ以テ東流シ八軒屋町ニ入ル（皇国地誌意宇郡松江地誌意宇郡本町P976）
- ⑪ 大橋白潟本道ニ属ス本町ヨリ壹町拾間架シテ町ノ北方大橋川ノ上流ニアリ（皇国地誌意宇郡松江地誌意宇郡本町P976）

関係する史料抜き出しから、明治初期における宍道湖と中海の間の川名の認識について、次のようなことが分かってきた。

(a.) 大橋の下を流れる川については、①【島根県歴史（政治部）明治4～7年】では、「松江大橋ノ義ハ宍道湖ヨリ雲伯中間裡海へ流出候島根意宇両郡界大川ニ架スルモノ」としているが、⑪【皇国地誌意宇郡松江地誌意宇郡本町（明治16年）】では、「大橋・・・大橋川ノ上流ニアリ」とある。【島根県歴史（政治部）】が作成された明治4～7年（1871～74）頃には、宍道湖境から中海境までを「大川」と称していた可能性があり、【皇国地誌「出雲国意宇郡誌」「意宇郡松江地誌」】が作成された明治16年（1883）頃には、大橋の下を流れる川は「大橋川」と称するようになっていた。また、②「劍先川・・・字大橋下大橋川ヨリ分レ」とあるように、元の本川筋であった劍先川は、大橋川の分流とされていることが分かる。

(b.) 【皇国地誌「島根郡村誌（明治14年）」「出雲国意宇郡誌（明治16年）】によれば、③「大川・・・百足橋川新川ノ二流ヲ合シ字麦島ヨリ起リ」、④「大川・・・堀川大橋川天神川馬橋川ノ

四水ヲ併セ更ニ東南ニ向ヒ」、⑤「大川・・東流シ中海ニ入ル」とあるように、百足橋川と新川の合流地点「字麦島」より発した「大川」は、堀川、大橋川、天神川、馬橋川を合流し、東流して、⑥⑨「馬潟八幡両村ノ間ニアリ島根郡福富村ト相對ス」「馬潟瀬戸」を通過し中海に入ることが分かる。

(c.) 【皇国地誌「出雲国意宇郡誌(明治16年刊)」「意宇郡松江地誌(明治16年刊)】によれば、⑦「大橋川・・宍道湖ノ水ヲ引き本郡本町島根郡本町ノ間ヨリ来リ・・字中島ニ至リ大川ニ注ク」とあるように、「大橋川」は宍道湖境から発し、朝酌村の字中島で大川と合流することが分かる。

ちなみに、水運については「船舶通ス」と「舟船通ス」の使い分けがされており、「舟船通ス」は多くの河川で見られるが、「船舶通ス」は本流となっていたと思われる「大橋川」と「大川」のみに記されている。

以上のことから、明治4～7年(1871～74)頃には、宍道湖と中海を繋ぐいずれかの本流川筋を「大川」と称していた可能性がある。一方、明治14～16年(1881～83)頃には、「大橋川」という名称が宍道湖境から発し朝酌村の字中島で「大川」と合流するまでの河川名として現れる。また、「大川」は西川津村字麦島(現松江市環境センター周辺)より発し、堀川、大橋川、天神川、馬橋川を併せ、中海に入るまでの河川名であることが分かる。『松江市史』を読み解く限り、「大橋川」という名称の初見は明治14～16年頃の「皇国地誌」(「島根郡村誌」「出雲国意宇郡誌」「意宇郡松江地誌」)であり、今日のように宍道湖と中海を繋ぐ河川名として「大橋川」が公式に定着するのは明治14～16年頃より後のことと分かる。(参照：『松江市史』史料編「近現代I」)

(2) に続く

